こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額措置の 完全撤廃を求める意見書

衆 議 院 議 長 参 議 院 議 長 内 閣 総 理 大 臣 総 務 大 臣 各あて 財 務 大 臣 厚 生 労 働 大 臣 内閣府特命担当大臣(少子化対策)

今後も急速な少子高齢化が進む中で、長寿社会をしっかりと支えていくためには現役世代に十分な投資を行うことが極めて重要である。特に収入や資産の少ない若い世代が安心して結婚・子育てができる環境を整備することは急務であり、各地方自治体においてニーズに合った子育て世帯への大胆な負担軽減を行い、少子化対策の強化を図らなければならない状況である。

大阪市においては、この間、子育て世帯の負担軽減を図るため、こども医療費助成の対象を18歳まで拡充するとともに、小学校修了までのこどもには所得制限を撤廃してきた。 さらに、すべてのこどもたちの医療費助成の所得制限撤廃に向けて検討を進めているところである。

しかし、地方自治体が行っている独自のこども医療費助成については、少子化対策に関する重要な施策であるにもかかわらず、国民健康保険の国庫負担金が減額されるという不合理なペナルティが課せられており、施策推進の大きな支障となっている。

平成28年3月に大阪市会から上記の課題認識のもと全会一致で意見書を可決し国へ要望したことなどを受けて、未就学児までを対象とする医療費助成については平成30年度より国民健康保険の国庫負担金の減額措置を行わないこととされたものの、就学後のこどもに対する医療費助成に係る減額措置は残され、各自治体の施策推進だけでなく、財政にも大きな影響を与えている。

よって国におかれては、地方の声を真摯に受け止め、子育て支援の観点から、地方自治体が行うこどもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額措置を直ちに完全撤廃するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。